

再編成後の状況報告の概要（令和6年度）

1 報告事業者

東日本電信電話株式会社 代表取締役社長 澁谷 直樹
西日本電信電話株式会社 代表取締役社長 北村 亮太

2 報告年月日

- ・ 東日本電信電話株式会社 令和7年6月30日
- ・ 西日本電信電話株式会社 令和7年6月30日

※日本電信電話株式会社及びエヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社は、令和6年の日本電信電話株式会社等に関する法律（昭和59年法律第85号）の一部改正（研究に関する責務の廃止等）を踏まえ、令和6年度から報告不要となった。

3 報告概要（括弧内は報告対象事業者）

(1) 共有設備の解消状況（NTT東西）

		令和6年度
① 専用線ノード装置 (CNE)	東	平成16年度解消済
	西	平成16年度解消済
② 専用線ノード装置 (LD-XC)	東	平成21年度解消済
	西	平成20年度解消済
③ 伝送装置	東	平成21年度解消済
	西	平成21年度解消済

(2) 共用設備等の解消状況（NTT東西、NTTコム）

		令和6年度
① 共通線信号網	コム	平成14年度解消済
② NSP	コム	平成11年度解消済
③ NSSP	東西	平成14年度解消済
	コム	平成16年度解消済
④ 音声応答装置	コム	平成23年度解消済
⑤ 音声蓄積装置	コム	平成27年度解消済
⑥ 顧客管理システム	東西・コム	平成15年度解消済 (データベースの分離完了)

(3) 再編成に伴う例外的措置とした電気通信業務の一部の委託の解消状況

(NTT東西)

区 間	令和6年度
① 上川～北見間伝送業務	平成14年度解消済
② 北見～遠軽間伝送業務	平成14年度解消済
③ 美幌～弟子屈間伝送業務	平成14年度解消済
④ 美幌～釧路間伝送業務	平成12年度解消済
⑤ 釧路～弟子屈間伝送業務	平成12年度解消済
⑥ 釧路～白糠間伝送業務	平成14年度解消済
⑦ 音別～帯広東間伝送業務	平成14年度解消済
⑧ 十勝清水～門別富川間伝送業務	平成15年度解消済
⑨ 向宿～名古屋栄間伝送業務	平成12年度解消済
⑩ 東京Z A～立川Z A間伝送交換業務	平成11年度解消済

(4) 長距離会社からNTT東西への設備監視業務の受託の解消状況 (NTT東西)

	令和6年度
① 電話交換機監視制御業務	令和6年度解消済
② 伝送装置監視制御業務	平成28年度解消済
③ 無線装置監視制御業務	平成19年度解消済
④ 線路設備監視制御業務	平成22年度解消済

(5) 電話サービスの申込み、移転手続き、請求書発行業務等の受託状況など電気通信役務の提供に関連する取引状況 (NTT東西)

取引内容	取引条件	公表又は個別開示の別 (公表時期)
<ul style="list-style-type: none"> ● (利用契約締結手数料) NTT東西の加入電話契約等の契約を行うことにより、協定事業者と電気通信サービスの契約を締結することになる場合の手続きに係る業務 	取引条件は接続約款による	公 表 (平成11年7月1日)
<ul style="list-style-type: none"> ● (料金回収手数料) 協定事業者が利用者料金設定事業者となる接続形態の場合に、NTT東西が利用者料金請求事業者となるときに行う利用者料金の回収業務 ● (債権譲受手数料) NTT東西が協定事業者から契約者が支払うべき料金の債権を譲り受けたときに、NTT東西が行う利用者料金の回収業務 	取引条件は接続約款による	公 表 (平成11年7月1日)
<ul style="list-style-type: none"> ● 電気通信事業者等の線路敷設のため、義務的区間以外の区間におけるNTT東西所有の管路・とう道・マンホール・電柱の賃貸 	<ul style="list-style-type: none"> ● 管路・とう道・マンホール 対象設備を実際に構築した場合に係るコストを基にして提供区間毎に算定。算定式は以下のとおり。 ア. 設備使用料(月額) = 年額料金 × 占有率 ÷ 12 イ. 年額料金 = 減価償却費 + 保守運営費 + 	公 表 (平成11年3月26日) ● 政府の「公益事業者の電柱・管路等使用に関するガイドライン」の改正(平成16年4月)に伴い、「電柱・管路等の利用に関する標

	<p>他人資本費用＋自己資本費用＋利益対応税</p> <p>●電柱 年額 1,200 円／ 線条 1 条毎 (一束化した場合:年額 800 円／線条 1 条毎)</p>	<p>準実施要領」について公表 (平成 16 年 5 月 13 日)。</p> <p>【NTT 東日本】 改訂 (令和 6 年 9 月)</p> <p>【NTT 西日本】 改訂 (令和 4 年 5 月)</p>
<p>●電気通信事業者の電気通信用アンテナの設置のため、利用可能なスペースのある NTT 東西所有の通信用鉄塔の使用賃貸</p>	<p>●標準実施要領（東日本「鉄塔等の利用申込み及び契約条件等について」、西日本「電柱・管路・鉄塔等の利用申込み及び契約条件等について」）による。</p> <p>以下の算定式により算出した使用料を申し込みのあった事業者に個別に算定</p> <p>ア 月額使用料＝年額料金 × 占有率 ÷ 12 イ 年額料金＝減価償却費＋保守運営費 ＋他人資本費用＋自己資本費用＋利益対応税</p>	<p>公表 (平成 9 年 4 月 25 日)</p> <p>【NTT 東日本】 改訂 (平成 22 年 12 月)</p> <p>【NTT 西日本】 改訂 (平成 25 年 10 月)</p>

(6) 研究成果の開示状況 (NTT 持株、NTT 東西、NTT コム)

令和 6 年度から報告なし

(7) 研究成果に関する特例（「開示時期の個別判断」等）の運用状況

(NTT 持株、NTT 東西、NTT コム)

令和 6 年度から報告なし